# 「容器包装リサイクル制度説明会」のご案内

### 大阪商工会議所

家庭で消費される様々な商品に使われる「容器」や「包装」は、多くの素材で製造されています。そのうち、ガラスびん、PETボトル、プラスチック製および紙製の容器・包装を利用する "食品・飲料等の製造事業者"、あるいは "容器そのものの製造事業者"、容器包装を利用した商品を販売している "卸・小売事業者"、"商品の輸入業者" の皆様には、「容器包装リサイクル法」(平成12年4月全面施行)によって、それら容器包装を再商品化(=リサイクル)する義務が課せられています。また、義務を怠ると国(環境省、経済産業省、財務省(国税庁)、厚生労働省、農林水産省)からの指導や法的措置もあるなど、ご留意をいただきたい事項も多くございます。

そこでこのたび、これら容器包装に関わる事業者の皆様(ただし、同法が規定する小規模事業者は適用外)に、同制度の基礎知識とリサイクル義務を果たすための事務手続等について、改めてご理解を賜りたく、ご説明させていただきます。「容器」「包装」の製造・利用事業者あるいは輸入事業者の皆様はご参加ください。

記

日 時 平成26年12月18日(木)14:00~16:30

場 所 大阪商工会議所地下1階 1号会議室

(大阪市中央区本町橋 2-8 堺筋本町駅①⑫、谷町四丁目駅④各出口徒歩8分)

定 員 140名(受講料無料・受講票等は発行いたしません)

講師 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 担当者

内容■容器包装リサイクル制度について(特定事業者の判別方法等)

■平成27年度再商品化委託申込手続き方法、注意点等について

■個別相談会

## <u>持参物</u> 当日は、日本容器包装リサイクル協会より送付される(平成26年12月上旬発送予定)の 【平成27年度再商品化委託申込書類】をご一読の上、必ずご持参下さい。

お申込 下記申込書に必要事項をご記入の上、12月5日(金)までにFAXにてお申込み下さい。

【問合せ先】 大阪商工会議所 中小企業振興部 経営相談室

〒540-0029 大阪市中央区本町橋 2-8 <u>Tel:06-6944-6472</u> Fax:06-4791-0444 容器包装リサイクル委託事業 (http://www.osaka.cci.or.jp/b/youki-rs21/)

#### FAX06-4791-0444 大阪商工会議所経営相談室 行き

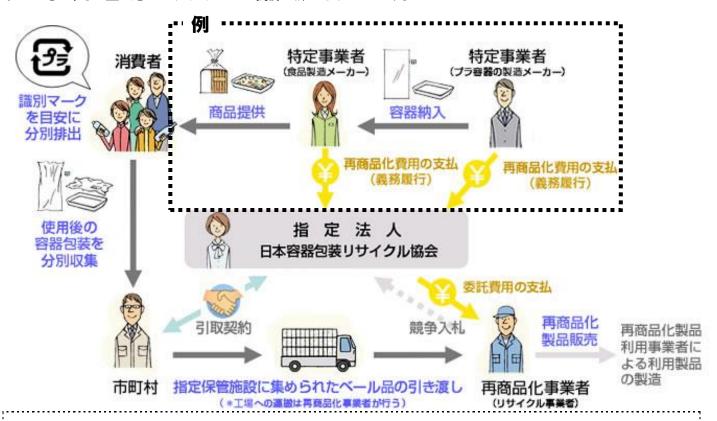
「宓哭句奘リサイクル制度説明会」参加由込建(12/18 開催) 【大商日】

	「谷命包装リザイク	ノル利度説明会」参加	加中込書(IZ/I8 開催)	【人冏H】
ふりが な <b>会 社名</b> :				
住 所: 7	= _			
役 職:		s.y. 氏	<sup>がな</sup> 名:	
役 職:		s.y. <b>氏</b>	<sup>がな</sup> 名:	
TEL: FAX:		特別	定事業者コード(10 桁):	
連絡ご担当	者名 (ふりがな)	(	)メールアドレス	(9)
		れば下欄にお書き下さい。╕ 場合もございます点、ご了ā		範囲で説明に加えていただき
個別相談会へ	の参加参望 (人数)・	右 ( 夕)。	無 〇印をつけ	てください

#### ○容器包装リサイクル法とは

「容器包装リサイクル法」は、家庭から出るごみの約6割を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて、資源の有効活用を図る目的で制定された法律です。

「容器包装リサイクル法」によるリサイクルシステムは、消費者・市町村・事業者それぞれが、一般廃棄物に対する 責任を分担する仕組みとなっており、「特定事業者」については、利用・製造・輸入した容器包装の量の排出抑制を行 うとともに、その量に応じたリサイクルの義務が課せられています。



#### 【特定事業者に該当する商工業者】

○「容器」「包装」を利用して中身を販売する事業者

例:食品、清涼飲料、酒類、石鹸、塗料、医薬品、化粧品などの製造業者 商品を販売する際に容器や包装を利用する小売・卸売業者

○「容器」を製造する事業者

例:びん、PETボトル、紙箱、袋などの容器製造業者

○「容器」の輸入、「容器」「包装」が付いた商品の輸入、輸入商品を包装して販売する事業者

※ただし、「容器包装リサイクル法」に規定される小規模事業者は義務を免除。

業種	製造業等	商業、サービス業
売 上 高	2億4,000万円以下	7,000 万円以下
従 業 員 数	かつ20名以下	かつ5名以下

上記に該当すると思われる事業者は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会コールセンター

[TEL: 03-5251-4870] へ該当・非該当についてご確認のうえ、再商品化委託申込のお手続きをお願いいたします。 なお、「特定事業者」に該当する商工業者で、再商品化義務を履行していない場合は、平成12年度まで遡って再商品化委託申込を行っていただく必要がありますのでご注意ください。

【申込先】 大阪商工会議所 経営相談室 TEL:06-6944-6472 (<u>大阪市内事業者分</u>) 【問合せ先】公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 (http://www.jcpra.or.jp)

◆コールセンター〔法律の概要、特定事業者の判断、遡及申込等に関する相談〕

TEL: 03-5251-4870

◆オペレーションセンター〔委託申込関係書類の請求、記載方法等に関する相談〕

TEL: 03-5610-6261/FAX: 03-5610-6245